

会員向け早期開通サービス「即モバ」特約

第一章 総則

第1条(即モバの提供)

1. 株式会社インボイス(以下「当社」といいます)は、株式会社ビジョン(以下「ビジョン」といいます)が提供するWiFiレンタルどっとこむ サービスを利用して、この 即モバ 特約(以下「本特約」といいます)に従い、「即モバ」(以下「本サービス」といいます)を提供します。

2. 本サービスは、当社が別途定める「@George 会員規約(約款)」(以下「会員規約」といいます)第3条第3号および第21条第1項第2号に規定する会員向けサービスのうち、ビジョンを提携事業者とする提携事業者サービスであり、本特約に定めるものを除き、会員規約の規定が適用されます。本特約と会員規約の規定とが抵触する場合、本サービスの提供に関する限り本特約が優先して適用されます。

3. 会員規約および本特約に規定のない事項については、下記 Web サイトに掲示されているWiFiレンタルどっとこむ の「ご利用規約」を遵守するものとし、当該規約が改定された後には、改定後の規約に従うものとします。

<https://www.wifi-rental.com/images/pdf/kiyaku.pdf>

4. WiFiレンタルどっとこむの「ご利用規約」と会員規約または本特約が抵触した場合、本サービスの利用料金およびこれに関する規定を除きWiFiレンタルどっとこむ の「ご利用規約」が優先するものとします。

第2条(用語の定義)

1. 会員規約において定義された用語の意味は、本特約においても同一の意味で使用します。

2. 本特約において、以下の用語の定義は以下の意味で使用します。

① 本サービスとは、当社が本特約に基づき提供する「即モバ」をいいます。当社は本サービスにかかわる業務をビジョンに委託しています。

② 「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。

③ 「本サービス会員」とは、会員規約と本特約およびWiFiレンタルどっとこむ の「ご利用規約」に同意したうえで、当社所定の方法により当社と本サービス契約を締結し、当社から本サービスを利用する資格を与えられた会員をいいます。

④ 「本サービス利用料金」とは、本サービスにかかわる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

第3条(利用目的の制限)

本サービス会員は、本サービスを適法に自己の通信目的にのみ利用するものとし、第三者への再貸与等を含む他の目的に利用してはならないものとします。

第4条(名義及び所有権)

本サービスはレンタルサービスであり、本サービスの提供に使用する通信回線利用契約の名義及び通信機器等に係る所有権を本サービス会員に帰属させるものではありません。

第二章 本サービス

第5条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、ビジョンが提供する WiFi レンタルどっとこむサービスのモバイル通信端末をレンタルし、「データ通信料 無制限」を利用するレンタルサービスです。
2. 本サービスは、当社が指定する利用開始日から31日間の利用が出来ます。
3. 本サービスの営業区域は、ビジョンが定めるところにより、ビジョンの Web サイトに掲示するものとします。

第6条(機種変更)

本サービス会員は、通信機器等の交換を行うことができません。

第三章 契約

第7条(契約手続と解約手続)

1. 本サービス会員は1つの本サービス契約につき1人に限ります。
2. 本サービス会員は、会員規約、本特約および WiFi レンタルどっとこむ の「ご利用規約」に同意のうえ、当社ウェブサイト(<https://www.george24.com/sp/george.php?cp=sokumoba>)より本サービスの申込みを行うものとします。
3. 本サービスは、利用開始日を含む31日の経過を以って自動解約となります。有線インターネットサービス@George は解約となりません。

第8条(レンタル利用期間)

当社が指定する利用期間の終了日を過ぎても通信機器等がビジョンにあることが確認されない場合、ビジョン指定場所へ返却したことの確認がとれる日まで、当社規定の料金が発生します。

第9条(通信の条件)

1. 本サービス会員は、通信機器等の通信事業者(本サービスにおいてビジョンが契約する通信事業者)が別に定めるサービス区域内に自営端末設備若しくは自営電気通信設備が在圏している場合に限り通信を行うことが出来ます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、建物の高層階、トンネル、ビルの陰、山間部、離島、海上等(これらに限られないものとします)電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことが出来ない場合(通信速度の低下を含みます)があります。人口密集地域より離れるほど、電波が入りにくく、速度も遅くなります。予めご了承ください。
2. 本サービス会員にレンタルする通信機器等は、日本国内専用の機器であるため、日本以外では利

用できません。万が一ご利用になった場合において、本サービス会員が不測の損害を被った場合でも、当社は責任を負いません。

3. 通信事業者より提供される通信サービスに係る通信は、通信機器等の通信事業者が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4. 通信事業者より提供される通信サービスに係る伝送速度は、通信状況または通信環境その他の要因により変動することがあります。

5. 通信機器等に対して通信事業者が表示する最大通信速度は規格上の最大速度であり、一定の通信速度を保証するものではありません。また、回線の混雑状況により通信速度が切り替わることがあります。

第10条(公正利用と制限)

1. 当社は、すべての方に公平公正な通信の利用を提供するため、本サービス会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス会員に対し、通信の停止または利用制限を行う場合があります。

- ① 利用量が契約容量を超過したとき
- ② 通信量に関わらず、ビジョンの通信回線に過剰な負荷が生じたとき
- ③ その他、当社が合理的な事由により通信の停止または利用制限が必要であると判断したとき
- ④ 通信量無制限の端末をご利用の方で、1日10GB以上の過度な通信利用が認められた場合や、違法性のある利用の可能性がある場合などは通信事業者の判断により、通信が制限および停止される可能性がございます。

2. 第1項による通信利用の停止または制限が発生した場合、本サービス会員の指定した利用期間中は通信不通のままとなることがあります。その場合でも当社は本サービス会員に料金の返金等は一切行わないものとします。

3. 第1項の規定に関わらず、本サービス会員は、当社所定の手続きに従い通信の再開または制限の解除(以下「利用再開」といいます。)の請求ができるものとします。当該請求がなされた場合、当社は利用再開に必要な確認や手続きを行った上で、原則本サービスの提供を再開するものとします。ただし、技術上その他の理由により利用再開が困難な場合があることを、本サービス会員はあらかじめ了承するものとします。なお、通信の利用再開には追加料金が発生することがあります。

第四章 本サービス利用料金等

第11条(本サービス利用料金等の内容)

1. 本サービス会員にお支払いいただく本サービス利用料金等は、会員規約第24条第1項各号のほか、本サービス会員の利用状況に応じ以下の全部または一部とします。なお、具体的な額は、別表「料金表」のとおりとします。

- ① 即モバ手数料
- ② 前各号のほか、特別の規定により当社が定めた料金

2. 当社は、前項各号の料金について日割り計算はしません。ただし、即モバ手数料の請求は利用開始月のみ請求するものとします。

第12条(即モバ手数料)

1. 本サービス会員には、会員規約第28条に従い、即モバ手数料(以下、手数料)をお支払いいただきます。
2. 本サービス会員には、会員規約第18条第1項各号に規定する中止または会員規約第19条に規定する停止により利用できなかった場合、その期間中の手数料をお支払いいただきます。
3. 利用期間中は、実際の通信の有無に関わらず手数料は発生するものとします。
4. 利用期間31日間に満たない場合の途中解約、および返金は致しません。
5. 第9条(通信の条件)第2項に定める利用地域以外の場所で本サービスを利用した場合や、第10条(公正利用と制限)に定める過剰な通信を行った場合、別途追加料金を請求することがあります。

第五章 通信機器等

第13条(通信機器等の受渡)

1. 本サービス会員は、当社の指定する方法により通信機器等を受け取るものとします。
2. 本サービス会員は、前項により受け取った通信機器等について、直ちに検査を実施するものとし、瑕疵や数量の過不足を発見した場合は、直ちに当社にその旨通知しなければなりません。本サービス会員が検査及び当社への通知を怠ったことにより被った損害について、当社は一切の責任を負いません。
3. 当社は本サービス会員から前項の通知を受け、通信機器等に瑕疵があると認めるときは、ヒビジョンの費用をもって修理または代替品と交換します。また、当社は、当該通知により商品に数量不足があると認めるときは、遅滞なく不足分を本サービス会員に引渡します。
4. 天候不良などの不可抗力の場合や輸送中の事故または遅延など、当社の責に帰さない事由により通信機器等を申込の受渡予定日までにお届け出来ない場合または本サービス会員が受け取ることができない場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

第14条(通信機器等の管理)

1. 本サービス会員は、善良なる管理者の注意義務をもって通信機器等を維持、管理するものとし、その利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - ① 通信機器等の譲渡、転売、貸与、解析、改造、改変、損壊、破棄、紛失、著しい汚損(シール添付、削切、着色等)、添付済みシールの剥取等
 - ② 利用契約目的外の使用
 - ③ 通信機器等の取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
 - ④ 電気通信事業法、携帯電話不正利用防止法ならびに関係法令に違反する行為
 - ⑤ その他当社が不相当と判断する行為

2. 本サービス会員の行為が前項の行為に該当すると当社が判断した場合、当社は本サービス会員に是正勧告を行うことができ、本サービス会員はこれに従わなければならないものとします。
3. 本サービス会員の行為が第1項の行為に該当すると当社が判断した場合、当社は通信機器等を返却するよう勧告することができ、本サービス会員はこれに従わなければならないものとします。
4. 本サービス会員の行為が第1項の行為に該当すると当社が判断した場合、当社は第20条(損害賠償)に定める損害賠償請求をすることができるものとし、本サービス会員はこれを支払う義務を負うものとします。
5. 通信機器等に関して行われた一切の行為は、本サービス会員の行為によるものとみなします。

第15条(通信機器等の滅失毀損等)

1. 本サービス会員は、通信機器等が滅失・毀損した場合または盗難にあった場合は、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。なお、この場合、不正に利用された通信料金は本サービス会員が支払うものとします。
2. 前項の場合には、本サービス会員はその原因が当社の責に帰すべきものである場合を除き、通信機器等の修理代金または再調達代金を当社に対し支払うものとします。
3. 紛失・盗難の際には、必ず日本の警察署または公的機関の証明書を取得し、当社に提示するものとします。

第16条(通信機器等の返却)

1. 本サービス会員は、当社が指定する返却期限までに、申込手続時に当社が指定した返却方法によりビジョンに返却するものとします。
2. 前項に関わる送料は、当社が特に定めた場合を除き、原則本サービス会員にご負担いただきます。
3. 当社が指定する返却期限内にビジョンで到着を確認できない場合、本サービス会員は紛失代金および利用期間の超過料金を(別表2)を支払うものとします。

第17条(通信機器等の買取)

本サービス会員による通信機器等の買取は原則できないものとします。

第六章 本サービス会員の責任等

第18条(禁止事項)

本サービス会員は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 本サービスに関連して使用される当社ならび第三者の著作権、商標権、その他一切の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- ② 本利用規約に違反する行為
- ③ 電気通信事業法、携帯電話不正利用防止法ならびに関係法令に反する行為

- ④ 通信機器等への付加物品の取り付け、改造、分解、損壊行為
- ⑤ 通信機器等を第三者に転貸し、譲渡し、または担保に供する等当社所有権を侵害する行為
- ⑥ 当社の事業またはサービスの運営を妨害し、又は当社の信用を毀損する行為
- ⑦ 当社または第三者の使用するソフトウェア、ハードウェアなどの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- ⑧ 当社のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- ⑨ 当社が承認していない営業行為、営利を目的とした情報提供を行う行為
- ⑩ 本サービスに関連して、反社会的勢力に直接・間接に利益を提供する行為
- ⑪ 犯罪行為またはそれを予告し、関与し、助長する行為
- ⑫ その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為

第19条(利用停止)

1. 当社は、本サービス会員が次のいずれかに該当する場合には本サービスの利用を停止することがあります。

- ① 本サービスの利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いが確認できないとき
- ② 本サービスに係る申込に当たって、事実と反する記載を行ったことが判明したとき
- ③ サーバー障害や火災、停電、天災等の不可抗力によりサービスの継続が困難になるまたは困難になるおそれがあるとき
- ④ 本サービスに関連するサーバーその他関連システムの異常、故障、障害その他本サービスの円滑な利用を妨げる事由が生じたとき
- ⑤ 前条に定める行為を行ったとき
- ⑥ 本サービスの提供に当たりビジョンが契約する通信事業者(以下、「通信事業者」といいます。)から停止指示があったとき
- ⑦ その他運用上あるいは技術上の理由または不測の事態により当社が本サービスの一時的な停止が必要と判断したとき

2. 当社は、本条の措置をとったこと、または本条の措置をとらないことに関し、一切の責任を負わず、質問・苦情等も一切受け付けません。

第20条(損害賠償)

- 1. 本サービス会員が本サービスの利用に関して、本サービス会員の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、本サービス会員は当社が被った損害を賠償するものとします。
- 2. 本サービス会員が一定期間、利用料金その他の債務を支払わないときは、本サービスの利用を停止し、利用契約の解約をしたものとみなした上、解約違約金として30,000円を請求するものとします。ただし、当社に前記金額を超える損害が発生している場合、その超過額を請求することを妨げないものとします。なお、この場合には、本サービス会員は、当社の請求に応じ、速やかに通信機器等をビジ

ョン社に返却するものとします。

3. 本サービス会員が本サービスの利用に関して、第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、本サービス会員は自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社がほかの本サービス会員や第三者から責任を追及された場合、本サービス会員はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するとともに、当社の出捐を補填するものとします。

第七章 雑則

第21条(免責)

1. 本サービスにて通信機器等を利用し、電子書籍端末を含むスマートフォン等の通信端末にて、本サービス会員あるいは利用者の善意悪意に拘らず当社またはビジョン案内の方法以外で通信ネットワークに接続した場合、ご利用の通信会社から海外データローミング料金等の通信料が課金されることがあります。その場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

2. 通信機器等の利用に支障をきたした場合、本サービス会員が利用期間中に当社まで連絡しなかった場合、当社は一切の責を負わないものとし、本サービス会員は利用代金を支払うものとします。なお、当社以外の第11条第1項に定める通信事業者による通信障害は、当社の責めに帰すべき事由から除くものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 申込手続をした際の内容に誤りがあり通信機器等の利用に支障をきたした場合、当社は一切の責任を負わないものとし、本サービス会員はこれをあらかじめ了承するものとします。

4. 通信機器等の利用に何らかの支障があったことにより、本サービス会員が被った事故または損害等については、当社はその原因の如何を問わず本サービス会員に対し一切の責任を負わないものとします。

5. 当社が本サービス会員に対して負う責任は、本特約に定めるものが全てであり、これを超えて、本サービス会員が本サービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失等に係る損害、その他一切の損害(財産的損害か非財産的損害かを問わないものとします。)について、当社は理由の如何を問わず責任を負わないものとします。

6. 利用契約が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第3項の消費者契約に該当する場合には、本利用規約のうち、当社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合であっても、当社は、当社の過失(重過失を除きます。)による債務不履行または不法行為により本サービス会員に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害(当社または本サービス会員が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。)について一切の責任を負わないものとします。

第22条(個人情報の保護に関する方針)

1. 通信機器等の利用にあたり、本サービス会員が使用したデータ・閲覧情報・履歴情報等は本サービス会員にて適切に管理・消去するものとします。当該端末利用中または契約解除後及び端末返却後の情報管理・データ消滅について、当社は一切の責任を負いかねます。

2. 当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称

株式会社インボイス

株式会社ビジョン

制定日2019年3月13日

別表

1、料金

本表記は税抜価格での表示となります。

即モバ手数料	6,000 円
--------	---------

※利用開始月のみ請求されます。

2、紛失代金および利用期間の超過料金

紛失代金	10,000 円
利用期間の超過料金	3,000 円

3、通信事業者

通信エリア・プラン	SoftBank 4GLTE エリア対応 各プラン
通信事業者名称	ソフトバンク株式会社